

事前評価調書

I 事業概要																																																		
事業名	交通安全対策事業（自転車歩行者道設置）																																																	
地区名	一般県道 蜂須賀白浜線																																																	
事業箇所	津島市寺野町地内始め																																																	
事業のあらまし	<ul style="list-style-type: none"> 本路線は、沿線に名鉄津島線青塚駅、蛭間小学校、津島東高校があり、とりわけ朝夕の通勤、通学時には著しく混雑している。 しかしながら、現道には歩道がなく、幅員も狭小であるため、自転車や歩行者が非常に危険な状況となっている。 そのため、本事業で自転車歩行者道を設置することにより、歩行者及び自転車の安全を確保するものである。 																																																	
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 歩行者及び自転車の安全確保 ② 危険通学路の解消</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>																																																	
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th><th>内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.7億円</td><td>■工事費 0.7億円、■用補費 2.4億円、■その他 0.6億円</td></tr> </tbody> </table>	事業費	内訳	3.7億円	■工事費 0.7億円、■用補費 2.4億円、■その他 0.6億円																																													
事業費	内訳																																																	
3.7億円	■工事費 0.7億円、■用補費 2.4億円、■その他 0.6億円																																																	
事業期間	採択予定年度 平成29年度 着工予定年度 平成29年度 完成予定年度 平成35年度																																																	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 自転車歩行者道設置工 L=326m、W=3.5m 																																																	
II 評価																																																		
① 事業の必要性	1) 必要性	・本路線の沿線には、名鉄津島線青塚駅、蛭間小学校、津島東高校等の施設があり、朝夕の通勤・通学時には多くの歩行者や自転車が通行するが、歩道が設置されておらず、自動車交通量も多いことから、非常に危険な状況になっている。 ・歩行者等と車両を分離し安全を確保するため、自転車歩行者道を設置する必要がある。																																																
	判定	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																																
	【理由】	現状の課題から事業の必要性があると判断されるため。																																																
② 事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <tr> <td></td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td><td>H33</td><td>H34</td><td>H35</td></tr> <tr> <td>工種区分</td><td>調査・設計</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td></tr> <tr> <td></td><td>用地補償</td><td></td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td>→</td></tr> <tr> <td></td><td>工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td></tr> <tr> <td></td><td>・自転車歩行者道設置工</td><td></td><td></td><td></td><td>↔</td><td></td><td>→</td></tr> <tr> <td></td><td>事業費（億円）</td><td></td><td></td><td>2.9</td><td></td><td></td><td>0.8</td></tr> </table>		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	工種区分	調査・設計	↔					→		用地補償		↔				→		工事						→		・自転車歩行者道設置工				↔		→		事業費（億円）			2.9			0.8
		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35																																										
	工種区分	調査・設計	↔					→																																										
		用地補償		↔				→																																										
	工事						→																																											
	・自転車歩行者道設置工				↔		→																																											
	事業費（億円）			2.9			0.8																																											
2) 地元の合意形成	・地元及び学校から強い要望があり、地元の合意形成が図られる環境にある。																																																	
判定	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。																																																	
【理由】	円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性が期待できるため。																																																	

III 対応方針

事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。
-------------	--

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

事業実施前後の交通状況及び歩行者等の安全性の変化、危険通学路の解消状況。